

令和元年度医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査について

第6回 訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会
令和元年(2019年)8月19日

厚生労働省 医政局 総務課 医療国際展開推進室

平成30年度実態調査の概要(令和元年8月更新版)

調査の目的

- 本調査は外国人に対する医療提供体制の現状を把握するために、医療機関の外国人患者受入能力向上のための基礎資料を得ることを目的とし行われました。
- 本調査では、調査A、調査B、調査Cの3つの調査を実施しました。
 - 調査A: 医療機関における外国人受入体制の把握 (医療通訳の配置状況、タブレットの利用状況 等)
 - 調査B: 医療機関における外国人患者の受入実績の把握 (患者数、未収金 等)
 - 調査C: 周産期医療に係わる外国人患者受入の現状の把握

調査対象と調査手法

- 全国全ての病院と沖縄県・京都府の診療所(歯科診療所を含む)を対象としました。調査Cは地域周産期母子医療センター及び総合周産期母子医療センターのみを対象としました。
- 都道府県より管下の医療機関へ調査協力が依頼がされ、医療機関が厚生労働省のウェブサイトより調査票をダウンロードし、厚生労働省へ電子的に回答した調査票を送付しました。(未回答の医療機関に対しては2019年1~2月に追加依頼を行いました。)

主な調査事項¹⁾

調査票A

- 医療通訳の配置状況
- マニュアルの整備状況
- 医療コーディネーターの配置状況
- 院内表示の状況
- タブレットの利用状況
- 外国人患者への診療費請求方法

調査票B

- 外国人患者数
- 未収金発生件数
- 未収金となった各事例の状況

調査票C

- 母体について(分娩数等)
- 訪日外国人が分娩した新生児について

調査期間・回収率

調査票の種類(A, B, C)と送付対象	調査期間	対象医療機関数 ²⁾	回収数	回収率
病院A	平成30年 9月 3日 ~平成30年 9月28日	8,417	5,694	67.6%
病院B	平成30年 9月 3日 ~平成30年12月14日	8,417	4,395	52.2%
病院C	平成30年 9月 3日 ~平成30年 9月28日	406	328	80.8%
診療所A	平成30年10月26日~平成30年11月14日	5,240	1,078	20.6%
診療所B	平成30年10月26日~平成31年 1月14日	5,240	903	17.2%

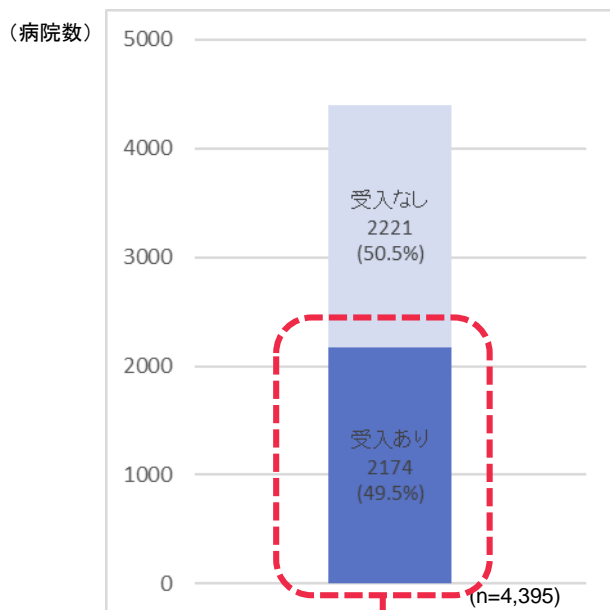
1)調査票はhttps://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202917_00001.html に掲載しています

2) 病院A, 病院B - 平成29年10月1日時点(医療施設調査)の病院数 病院C - 地域周産期母子医療センター及び総合周産期母子医療センターの数

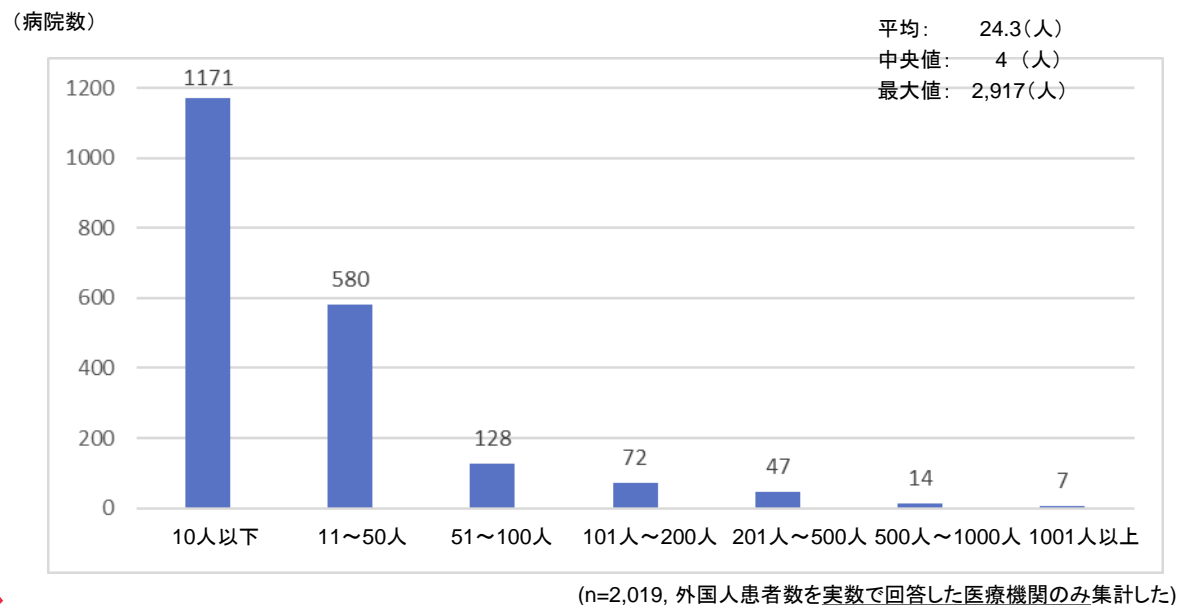
(2)外国人患者の受入れ実績

- 都道府県を通じて、全ての病院に調査を依頼したところ、4,395病院(約52%¹⁾)より回答を得た。
- 2018年10月1日～31日の外国人患者数を前向きに調査²⁾したところ、2,174病院(約50%)で外国人患者^{3,4)}の受入があった。
- 外国人患者の受入実績のあった病院において、外国人患者数が1ヶ月間で10人以下であった病院が多いものの(1,171病院)、1,001人以上受入のある病院も7病院あった。

外国人患者の受入れ実績(2018年10月実績)



病院ごとの外国人患者数(2018年10月実績)



データ出典: 厚生労働省「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」(令和元年8月)

1. 平成29年10月1日時点(医療施設調査)の病院数の8,417で除した。2. 2018年9月に調査票を配布し「10月1日～31日の外国人患者数を計測する」ように依頼した

3: 在留外国人・訪日外国人旅行者・医療目的に渡航する外国人患者の総数 4. 外来と入院の合計値

(3) 多言語化(医療通訳・電話通訳・自動翻訳デバイス等)の整備状況

- 都道府県を通じて、全ての病院に調査を依頼したところ、5,694病院(約68%¹⁾)より回答を得た。
- 外国人患者の受入体制は、医療圏を単位として“面的”にネットワークとして構築すべきである。

そこで、2次医療圏ごとに見てみると

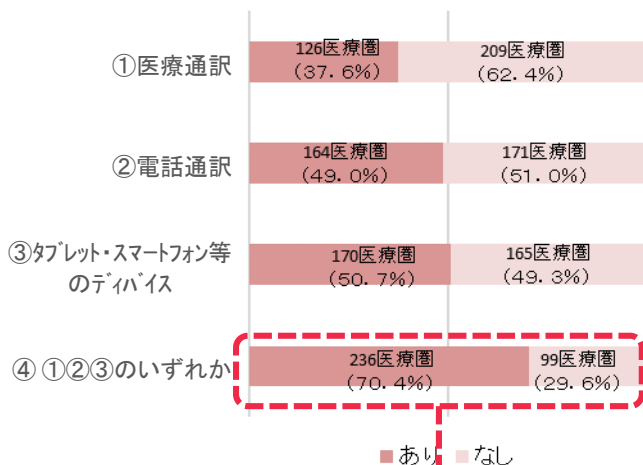
- ①医療通訳者が配置された病院がある2次医療圏は 126医療圏(37.6%)
- ②電話通訳(遠隔通訳)が利用可能な病院がある2次医療圏は 164医療圏(49.0%)
- ③タブレット端末・スマートフォン端末等の利用可能な病院がある2次医療圏は 170医療圏(50.7%)
- ④ ①②③のいずれかが利用可能な病院がある2次医療圏は 236医療圏(70.4%)

であった²⁾。

- なお、回答率が約68%であることを鑑み、多言語化の実態は上記の数値より高い可能性がある。
- 病院ごとの多言語化の状況は、中央の青色の棒グラフを参照されたい。

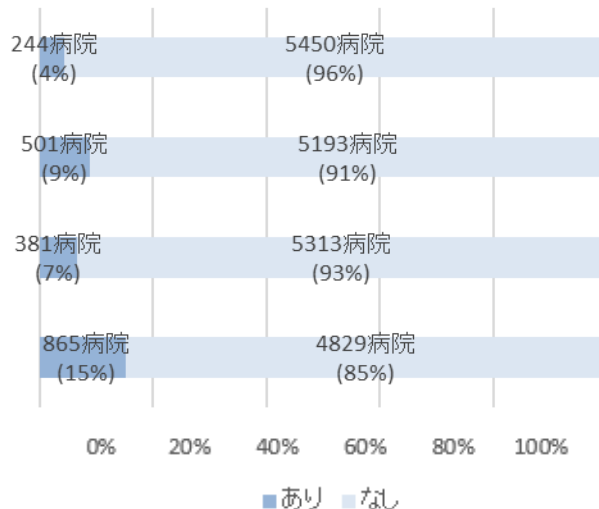
2次医療圏毎の整備状況

(n=335医療圏)



病院ごとの整備状況

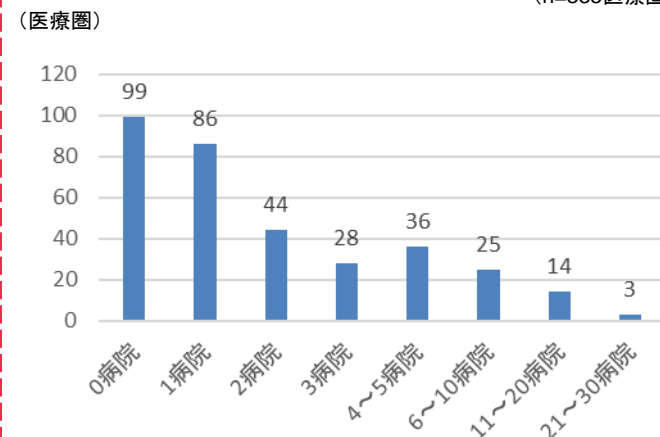
(n=5,694病院)



(参考)医療圏内での

①②③のいずれかが利用可能な病院数

(n=335医療圏)



データ出典: 厚生労働省「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」(令和元年8月)

1. 平成29年10月1日時点(医療施設調査)の病院数の8,417で除した。2. 平成30年度4月時点の医療圏335で除した。

(4) 訪日外国人旅行者に対する診療価格

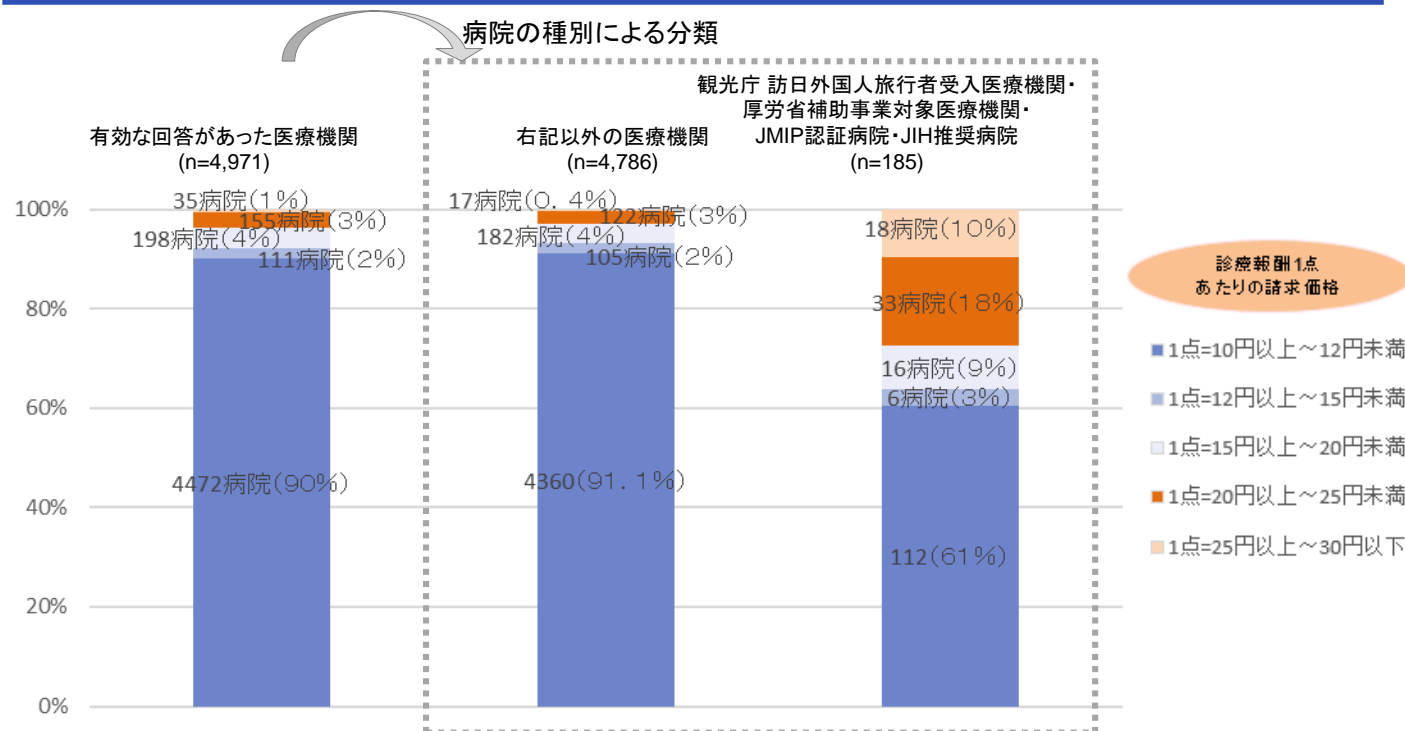
- 訪日外国人に対する診療価格を設定する際に、ほぼ全ての病院¹⁾において、診療報酬点数表を活用した倍数計算(いわゆる1点=〇〇円として換算すること)を行っていた。
- 有効な回答(n=4,971)のうち、訪日外国人旅行者への診療価格として、90%の病院は1点あたり10円(または消費税込で10.8円か11円)としていた。
- 外国人患者受入れが多い病院(n=185)²⁾に限ると、61%の病院が1点あたり10円(または消費税込で10.8円か11円)としているものの、28%の病院が1点あたり20円以上で請求していた。

設問内容

訪日外国人旅行者に対する医療費をどのように設定しているか

- 日本の診療報酬点数表を基準とし、1点=10円で請求している
- 日本の診療報酬点数表を基準とし、1点=〇円で請求している

訪日外国人旅行者に対する診療価格の分布



データ出典: 厚生労働省「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」(令和元年8月)

1) 例外として、「夜間、診療報酬の計算ができない時間で且つ翌朝すぐに県外、国外へ移動する場合は、診療内容により1~6万円の間の金額を請求」

「時間外受診は、医療費の概算として一律 30,000円とし、後日精算の為に来院は不要」と回答した病院があった。

2) ①観光庁 訪日外国人旅行者受入医療機関リスト、②厚生労働省 外国人患者受入れ環境整備推進事業、③一財)日本医療教育財団 外国人患者受入医療機関認証制度、

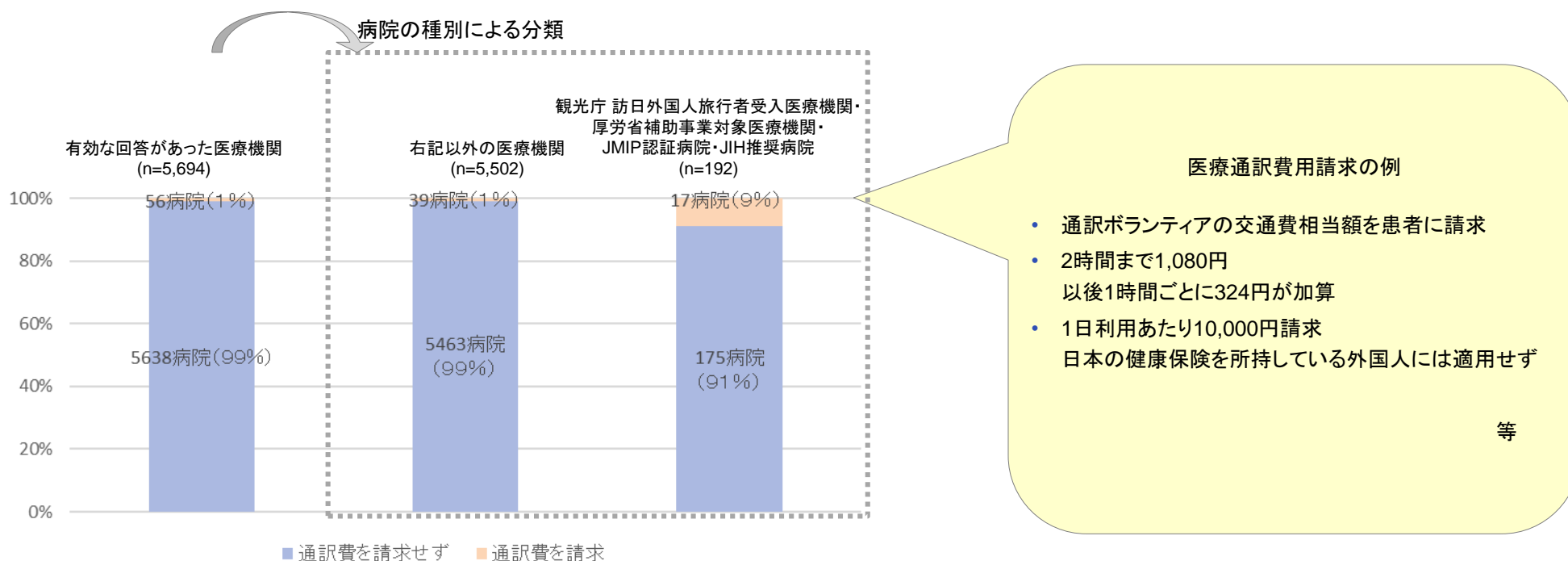
④一社Medical Excellence JAPAN (MEJ) ジャパンインターナショナルホスピタルズ(JIH)のいずれかに登録されている病院。

(5) 医療通訳の費用

- 訪日外国人旅行者に対して、診療費以外の追加的費用として、通訳料を請求している病院¹⁾の割合は、約1%であった。
(外国人患者受入れが多い病院(n=192)²⁾に限ると、通訳料を請求している病院の割合は約9%であった)

※ なお、医療通訳の費用は、自由診療だけでなく、社会保険診療においても、医療機関は患者に請求可能である。

通訳料の請求の状況¹⁾



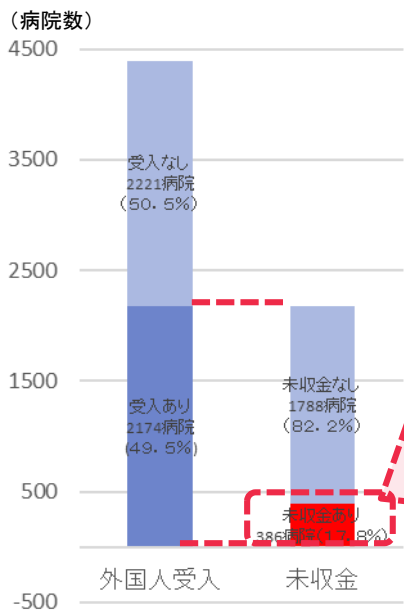
データ出典: 厚生労働省「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」(令和元年8月)

1) 診療費について回答した4,899病院を分析対象とした。2) ①観光庁 訪日外国人旅行者受入医療機関リスト、②厚生労働省 医療機関における外国人患者受入れ環境整備推進事業、③一財)日本医療教育財団 外国人患者受入医療機関認証制度、④一社Medical Excellence JAPAN(MEJ) ジャパンインターナショナルホスピタルズ(JIH)のいずれかに登録されている病院。

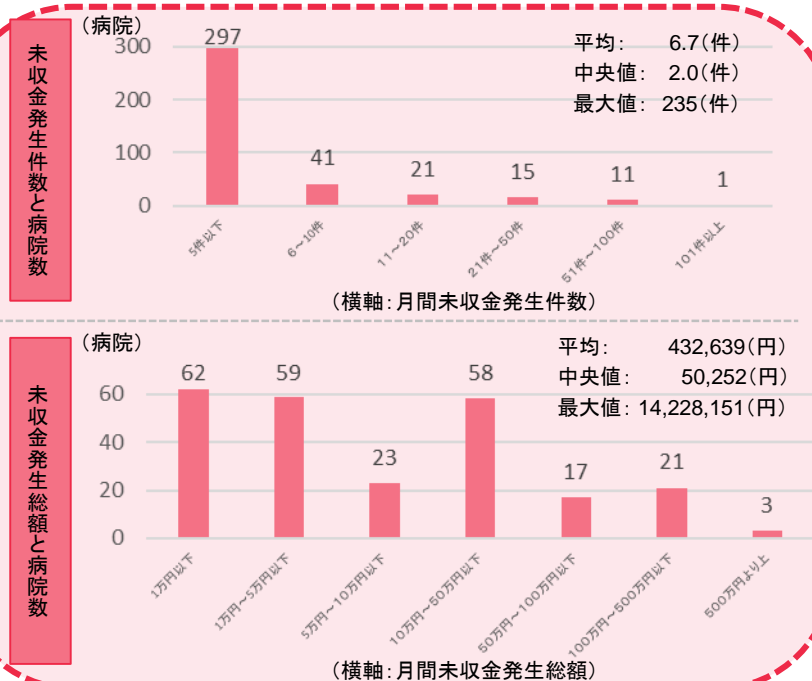
(6) 未収金の発生状況

- 本調査において、未収とは「請求日より1ヶ月たっても、診療費を全額が払われていないこと」とした。
- 2018年10月1日～31日に外国人患者¹⁾の受入実績のある2,174病院において、386病院(17.8%)が、外国人患者による未収金を経験していた。
- 未収金があった病院をしてみると、病院あたりの未収金の発生件数は平均6.7件、総額は平均43.3万円であったが、総額が100万円を越す病院もみられた。

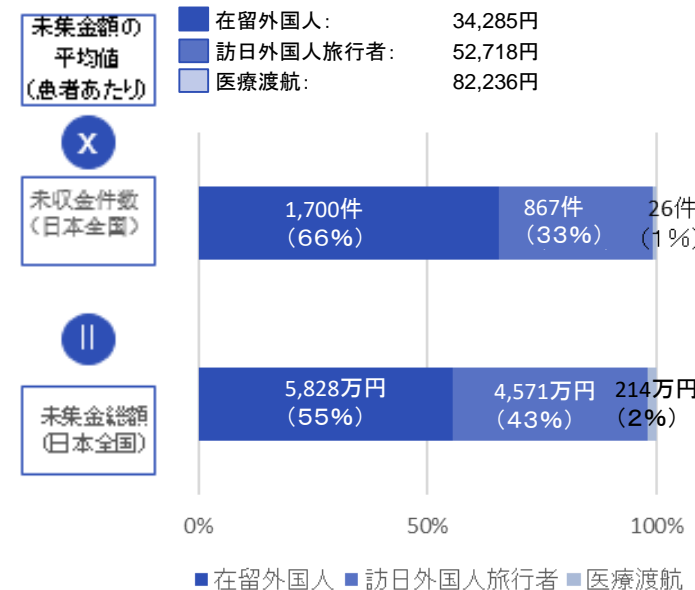
未収金が発生した医療機関



医療機関あたりの未収金件数・総額



(参考) 未収金総額・件数の在留外国人・訪日外国人旅行者・医療渡航による区分³⁾

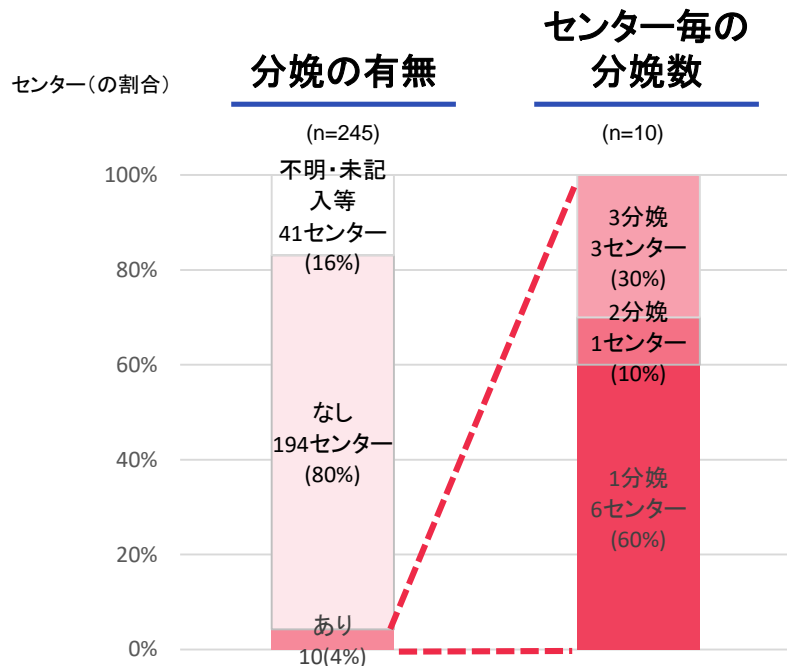


データ出典: 厚生労働省「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」(令和元年8月)

1 在留外国人・訪日外国人旅行者・医療目的に渡航する外国人患者の総数 2: 未集金総額を報告した病院のみを集計した(未収金人数を報告した病院よりも少なかった) 3: ある患者が在留外国人か否かの判断は病院に委ねられた(例えば、在留資格を確認する病院があれば、意思疎通の能力で在留外国人と判断とした病院もあった)ので、在留外国人数による未集金件数や総額はあくまでも参考とされたい。

(6) 周産期母子医療センターにおける分娩

- 全国の地域周産期母子医療センター、総合周産期母子医療センター(n=406)より、336センター(82.8%)から回答を得た。
- 有効な245センターからの回答のうち¹⁾、10センター(4%)において、2017年4月1日～2018年3月31日に、訪日外国人旅行者の分娩が報告された。分娩数は、センターあたり1～3分娩であった。
- それらの分娩例のうち、費用の未収金に至った事例もあった。

周産期母子医療センターにおける
訪日外国人旅行者の分娩状況分娩に至った事例の詳細²⁾

医療機関	母体年齢 (歳)	分娩週数 (週)	入院の主たる原因・ 病名	未収金の有無 未収額(円)
A大学病院	30代前半	40	既往帝切後妊娠	約130万円
B公立病院	30代前半	41	救急車内分娩	なし
C大学病院	30代前半	18	切迫流産	なし
D大学病院	30代前半	27	切迫早産	なし
E赤十字病院	40代前半	38	単胎自然分娩	約50万円

令和元年度実態調査の方針について

基本方針

- 統計の連続性を保つため、基本的には同様の内容について調査
- 診療所の調査についても、引き続き沖縄と京都にて調査

追加する 項目(案)

- 2019年4月に発出した、“外国人患者の受入のための医療機関向けマニュアル”の認知度に係る項目
- 同マニュアルに掲載されている「医療機関における外国人患者の体制整備方針」の院内における整備の有無を確認する項目